

標題

日本海難防止協会発行「油濁防止緊急措置手引書
(Shipboard Oil Pollution Emergency Plan(SOPEP))」の
標準様式の改訂について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0595

発行日 2004年7月30日

各位

2003年4月15日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0516 でお知らせいたしましたとおり、IMO で定めた「油濁防止緊急措置手引書作成の指針(Res. MEPC. 54(32))」は「油濁防止緊急措置手引書作成の指針の改正(Res. MEPC. 86(44))」により一部改正されております。

これを受けて、社団法人日本海難防止協会発行の手引書の標準様式(株式会社成山堂書店発売のもの)は、Res. MEPC. 86(44))を取入れるなど全面的に見直しが行われ、6月1日より「改訂版 油濁防止緊急措置手引書」(以下、「新手引書」と言う。)として株式会社山和マリンから発売されております。この新手引書は、「海洋汚染設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令」にもしたがつたものです。

また、2004年5月27日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0584 にて、日本籍船に対して2004年7月1日以降、社団法人日本海難防止協会発行の「油濁防止緊急措置手引書」(以下「手引書」と言う。)の標準様式で承認の申し込みを行う場合または標準様式に対し変更を行う場合には、「改訂版 油濁防止緊急措置手引書」を使用する必要がある旨お知らせしております。

今般、国土交通省から2004年7月1日より前に承認を受けた「油濁防止緊急措置手引書」に関する取り扱いにつき指示がありましたので、No. TEC-0584 の内容を以下のとおり改訂してお知らせいたします。

今号の ClassNK テクニカル・インフォメーション発行をもちまして、先にお知らせいたしました 2004年5月27日付の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0584 を絶版といたします。

日本籍船に対する新手引書の取り扱い

1. 2004年7月1日以降、社団法人日本海難防止協会発行の標準様式で承認の申し込みを行う場合または標準様式に対し変更^{注)}を行う場合には、新手引書を使用する。

注) 「第1章 総則」、「第2章 通報手続き」、「第3章 排出の制御」(「表2 油防除部署配置表」を除く。)および「第4章 国との調整」に係る変更に限る。以下同じ。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 2004年7月1日より前に承認を受けた手引書に関する取り扱い

(1) 2000年12月31日以前に承認を受けた手引書

2000年12月31日以前に承認を受けた手引書であって、2001年1月1日から2004年6月30日までの間に変更を行っていない手引書については、引き続き当該手引書を使用して差し支えありません。ただし、船舶所有者が新手引書への変更を希望する場合は、定期的検査または臨時検査において新手引書の検査を行います。

(2) 2001年1月1日から2004年6月30日までの間に承認を受けた手引書または変更を行った手引書

2000年12月31日以前に承認を受けた手引書であって2001年1月1日から2004年6月30日までの間に変更を行ったものおよび2001年1月1日から2004年6月30日までの間に承認を受けた手引書については、新手引書の内容であることとします。

この場合には、速やかに新手引書の内容に変更する必要があるため、

- 直近の定期的検査時に新手引書の内容となるために必要な差替えを受ける。
- 船舶所有者が希望する場合、検査時以外でも手引書を提出することにより、必要な差替えを受けることができる。

なお、この差替えを行うために、臨時検査を申し込む必要はありません。

弊会は、次回の定期的検査時に、手引書の確認を行い、以上 2. (2)に該当する場合には、必要な差し替えを行います。(差し替えは、弊会が用意いたします。)また、検査時以外でも、弊会に手引書を提出いただければ、必要な差し替えを行います。

なお、2003年4月15日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0516 の添付 3 にしたがった改正を既に行っている手引書につきましては、新たに差し替えを受ける必要はありません。

標準様式の利用は、船舶管理者等の判断に委ねられるものであり、強制されるものではないことを申し添えます。

外国籍船につきましては、2004年7月1日以降であっても、旧様式により承認申し込みいただいても差し支えありませんが、この場合には、ClassNK テクニカル・インフォメーション TEC-0516 でお知らせしておりますような「改正指針」にしたがった改訂が必要となりますので、できるだけ新手引書を使用いただきますようお願いいたします。

新手引書の入手方法などについては、社団法人日本海難防止協会にお問い合わせ願います。

住所: 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル(郵便番号 105-0001)

Tel.: 03-3502-3543

Fax: 03-3581-6136

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp